

【以善会レポート】特別編⑤

翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』

Ⅱ 大名家との関係Ⅱ

当山崎家か代々各地の大小名旗本代官等に出入して勝手向の用務を弁じ、其の結果各家中の土同様扶持米金品等を受領せしこと其の数少からず。掛川・田中・横須賀・浜松等最も濃厚の關係に在り。今一二拝領の目録を摘記すれば大体後記の如くなるも、出入の動機因縁等に至りては詳かに之を知ること能はず。乍併之等原因に付ては唯単に富豪なるか故に恣に金銀を振り撒きしにあらずして、出入の大小名或は元と掛川の地に縁故ありし乎、或は当地に知己ある者を介して出入を懇懇せられしものなる歟、恐らくは種々の誘導因縁に由りて遂に御用達の命を拝するに至りしものならむ。諺に武士は喰はねと高楊枝と俗間に謡はれたるも、古往今来貴賤尊卑を別たず何人と雖も食ふて始めて威嚴を保ち得ること今更吾人の喋々を要せざるなり。去れば大小名と雖も内政裕かならずして強ひて其の体面を保たんとすれば勢ひ下老用人を使として領内に御用金の調達を需め、之に依りて一時を弥縫せんとしたるものと認めらる。而して其の主なる諸侯は（イ）掛川太田藩（ロ）駿州田中藩（ハ）横須賀西尾藩（ニ）浜松井上藩（ホ）内藤備後守（ヘ）松平遠江守（ト）青山下野守（チ）中泉代官所等なり。

（イ）掛川太田藩より下賜

覚

西町 万右衛門

右御用達申付之

祖父以来御用向出精相勤候ニ付苗字御免被成下之

以上

文化十年？（※朱書）

閏十一月廿五日

鷹云 文政三年掛物を下賜せられし御書付に御用達山崎万右衛門とあり。且本多・内藤等の諸侯より文政四五年ニ於て下賜せし奉書に、太田領内百姓万右衛門と書かずして、掛川宿山崎万右衛門と記したるを見れば、当時既に太田侯より苗字御免ありしを証するに足る。(※朱書)

覚

- 一、御家中に罷出候節者帯刀可致事  
但町在出歩行候節者勝手次第之事
- 一、妻子着服右筆格者右筆、普請奉行格者普請奉行妻子同様之事
- 一、諸願町方者町奉行宛、在方者郡奉行宛之事  
但口上書者月番一名、豎紙願者連名宛之事
- 一、勝手向御用之儀者は迄之通賄方手寄之事
- 一、年頭御札於小書院申上之大目付出席無之御用人取合候事  
但五節句者御用人詰所迄罷出月番謁候事
- 一、宗門改者壹本証文ニ而年々宗門方江可差出事
- 一、町在人別江者加へ置五人組者除候事
- 一、公儀并御手前被  
仰出之触書社同様町村役人方為申通候事
- 一、御褒美等被下置候輕御用呼出者は迄之通り賄方より申通御用人詰所ニ而申渡取合無之事
- 一、恐悦之節年寄中被謁候程之重恐悦に者賄方方申通御用人詰所迄罷出恐悦申上之候事
- 一、正月御家中並松飾致し不苦候事

以上

十一月

鷹云 本書は何年の下賜なるや不明なり。

文化十四年村松龜右衛門と協議し、南西郷村新知マヌラに灌漑用溜池を築造し、之を南西郷村民に与へ、永く旱害の憂なからしめ、或は南西郷村太池に人家無き為め田畑の荒廢せし事を慨き、村民に助成を与へて太池に移住するを勸奨す。是により漸次太池に人家の繁殖を見る。

此等の徳行は幾はくもなく領主の聞く所となり、文政三年領主太田侯より善行を表彰せらる。

覚

一掛物二幅

御用達 山崎万右衛門

右南西郷村近年困難ニ付村柄可立直手段追々心掛村賄地之作立或者人家遠き耕地者新家作等之企彼是心を配就中用水之儀者格段に丹誠を尽し新溜池築立此一条者全成就茂致し一段の事に候段々之見込成就之上ハ御沙汰ニ茂可被及候得共此掛物者旧冬被仰付置候処此節出来ニ付被下之

以上

文政三年（※朱書）

閏四月

鷹云 二幅の内一幅は、溜池下の耕地に田植并に田草取の図を描き、他の一幅は秋の刈取より、収穫米を俵装して、米倉に積込む追順を遂ふて描ける対幅にして、得難き珍品なり。画の筆者は住吉内記広尚、讚は櫻宇林皝なり。

住吉広尚は土佐派の画人。広行の子。通称内記。頑中と号す。画の鑑定を能くす。文政十一年歿す。年四十八。

林皝は林摘斎といふ。名は皝、摘斎と号す。大学頭林述斎の第三子なり。天保九年父の職を嗣き従五位の下大学頭に任せらる。父述斎は天保十二年七月十四日寿七十四を以て歿す。皝も亦天保年中卒すと去ふ弘化三年十二月六日病歿す。年五十四。（人名辞書）

箱書（内側）

文政三年庚辰閏四月從

御城主太田撰津守様拜賜之

同（外側）

掛物 耕作図 住吉広尚筆 二幅対  
林兆讚

夏画讚

不待黄雲滿地秋 住吉内記広尚図

蒔起歌謳中已見昇平象

雨足新秧緑霞疇家、挿

檀宇 鷹云 林兆ハ一名檀宇テイウ也

人名辞典ハヤシチイウ（※朱書）

秋画讚

一歳農功無暫休春耕

已罷復秋收誰知粒々皆

辛苦雨笠風蓑白滿頭

檀宇

從

御上様拜領之

東都両国橋金蒔絵御盃

四代目山崎萬右衛門

藤原晨園

覚

一、 山崎才助

右亡父万右工門遺志を継厚心入共奇特之事ニ候殊ニ兼々御用向  
出精候ニ付右筆格ニ御取扱被成下之

以上  
六月

文政九年コノメリ奥の道路を新脩し、隧道を掘鑿して村民の交通に便したり。爾来南西郷より結縁寺に通するに山を踰えずして、村民の労苦なからしむ。

覚

一 御紋付御熨斗目 一 山崎万右衛門

其方亡父儀一儀年来之丹誠ニ而南西郷村江新ニ溜池を取立一村之潤沢不少追而者可被及御沙汰ニも談置候処其方代ニ替り右池井掛水路のため岩山を堀抜水行弥亘往々村中之助成ニ相成其外冥加を弁へ品々奇特之志茂有之二付御紋附御熨斗目被下之

以上

文政十二年？（※朱書）

十二月

天保二年卯暮 五代目萬右衛門君従

御上様頂戴奉書

御紋服 一

天保六年 六代目知盈へ従

御城主様拜領奉書

晒御帷子 壹

山崎萬右衛門殿

此度運八郎勝手向之儀御頼被申候処御承知相成満足被存候依之  
乍聊年々二人扶持宛御贈被申候

寅嘉永七年（※「嘉永七年」は朱書）

十月

可睡齋藏御朱印改扣二城東郡潮海寺（安政六年）太田運八郎知  
行所トアリ（※欄外に朱書）

覚

元五人扶持

一貳拾五人扶持

山崎万右衛門

右御家来並右筆格御取扱被成下御扶持方貳拾五人扶持被下之

以上

十月

覚

一、今般御扶持方被下置其上御盃以上之御取扱被 仰付候事故是

迄と違御家中同様故万端慎之儀第一之事

右二付而者衣食住之儀随分質素可被致候家内并召仕迄茂能々

可被申付候

一、祝儀仏事婚姻之義者

上二者御法有之忌掛親類之外者一切参会不相成候得共各方之  
儀者右様二ハ相成間敷候得共是以右二随ひ諸事手輕く可被申

合候

一、御相印御免被成下候得共挑燈御用之節者勿論私用二而茂相用

可被申候

但御相印附挑燈商用ハ勿論家内并下人等二者為燈候儀無用

可被致候

一、大遠方江罷越候節御絵苻之儀其都度、可被申聞候御渡被成候節者全御家来二候へ者不慎之儀有之時者上之 御名茂出候条随分相慎可被申候且近辺盛場等江罷越候義自分二者勿論家内之もの迄茂其心得可有之事に候

右之趣可被申合候当時世上奢ニ者泥ミ安き時節故各之家内取締宜候得者おのつから外々の示ニも可相成事ニ候間篤と被申合候方可然存候旧臘内々御用人中方も御沙汰有之一通り及口達候得共口達計にて者不行届儀も難斗候ニ付以覚書申述候以上  
午正月

覚

一御紋附御羽織

御用達右筆格取扱

三人扶持

山崎万右衛門

右願之通隠居被仰付之年来御用向出精奇特之志共を御賞格別ニ御紋附御羽織被下御扶持方三人扶持被下之 御物入多之御時節に候得者此上茂御用向不相変相心得可罷在候  
以上

午安政五年（※「安政五年」は朱書）

十二月廿六日

鷹云 本書は六世万右衛門隠居に付多年の功勞を思召され、御紋附御羽織并隠居扶持三人口を賜はりしものなり。

覚

一御紋附御羽織一

山崎万右衛門

右御普請御入用之積金取立之儀ニ付出精相整候ニ付 格別ニ御紋附御羽織被下之  
以上

十二月廿六日

鷹云 掛川城は安政元寅年の地震の為御殿倒潰したるに依り直に御再建に取掛り、安政二年十一月十五日を以て建築落成せり。当時御普請金を差出したる功を以て、前記之賞賜を下されしものと認む。

覚

一貳拾五人扶持

山崎万右衛門伴

徳次郎

右父万右衛門願之通隠居被仰付候処年来奇特之志茂有之候事故万右衛門江被下置候御扶持方貳拾五人扶持其俣其方江被下苗字帯刀御免御家来並普請奉行格ニ被成下候段御用達被仰付之以上

午安政五年（※「安政五年」は朱書）

十二月廿六日

（口）駿州田中藩より下賜

文化七年正月十八日本多豊前守様より三人扶持を被下置、其の書付左の如し

三人扶持

懸川宿

山崎万右衛門

右近来勝手用向致出精候段被致満足候仍て為出入扶持書面之通被相贈之候此上出精被致候様存候

文化七年（※朱書）

正月十八日

五人扶持

掛川宿

山崎才兵衛

右近来勝手用向出精に付先達而扶持方被相贈候処引続出精有之被致満足候依而此度忒人扶持加書面之通り被相贈之候弥被致出精候様存候

文化十年（※朱書）

二月十一日

文政四年十一月十一日、本多豊前守様より七人扶持被下置候。當時の御奉行は石神東十郎様なり

七人扶持（奉書）

鷹云 本多豊前守様は駿州田中藩主なり。而して當時の家来は、御家老都築弥助・御奉行原田治郎左衛門・同石神東十郎・同白坂 旅・同奥村武助なり。

四世山崎万右衛門君文政六年正月隠居して名を儀一と改む。依て同月十五日五世才兵衛君に対し従 本多豊前守様、是迄之通七人扶持被下候。其の書付左之通り。

懸川宿

山崎才兵衛

右従先年勝手用向拔群出精之処近年病身ニ付此度隠居在之段然処被心懸置候由を以て金子被指出年来出精之上奇特之儀被致満足候仍是迄之通り七人扶持被相贈候不相替用向頼入候

文政六年（※朱書）

正月十五日

文政六年未正月十五日従本多豊前守様、悴祝蔵江五人扶持被下置候書付。

掛川宿

五人扶持

才兵衛惣領

山崎 祝藏

右父此度隱居候旨然処年来勝手向出精之事二付同様為出入扶持  
書面之通被相餼候此上申談被致出精様存候

正月十五日

掛川宿

山崎才兵衛

右亡父以来勝手向出精之事二付忒人扶持相加江七人扶持被相贈  
候此上被致出精候様頼入候

四月廿日

一筆致啓上候向暑之節御坐候得共弥無御障被成御暮珍重存候然  
者是迄扶持方五人扶持被相贈候処此上忒人扶持相加七人扶持被  
相贈候段別紙之通相達申候様重役共申聞之候間則別紙相添此段  
御達申候右為可得御意如斯御坐候恐惶謹言

四月廿日

仁瓶 六郎

石神 東十郎

山崎才兵衛様

尚々本文之趣当地御越之上御達方取計可申処遠路之義二付紙  
面を以御達申候

且又惣右衛門義暮時出府二付致除名候已上

掛川宿

山崎才兵衛

右是近年來勝手向出精之上當時出金方格別被致出精候ニ付五人扶持相加被贈之候此上被致出精樣頼入候

十二月十八日

是迄七人扶持之處

五人扶持相加江

一高拾式人扶持

内三人半扶持 借上

山崎才兵衛

以別紙得御意候然者年來勝手向難渋之處去々年來臨時入用等相嵩必至卜暮方差支候ニ付此処猶又嚴敷勝手向取縮候ニ付勝手用達扶持方之儀茂一同無余儀夫々来卯方五ヶ年之間別紙之通借揚被申付候間此段御達申候右可得御意如斯御坐候

以上

鈴木東左衛門

成瀬 弥六郎

仁瓶 六郎

奥村惣右衛門

石神 東十郎

山崎才兵衛様

乍恐書付を以奉願上候

私祖父以来御勝手御用達被 仰付御用向相勤是迄段々御扶持方結構被成下重畳難有仕合奉存候

然る処從來心掛置候金三百兩為冥加奉差上

御領分御貸付金江御差加江被成下後々村方助成に茂相成候ハ、難有仕合奉存候

右願之通被仰付被下置候様仕度奉存候此段偏ニ奉願上候以上

安政六年未二月

山崎才兵衛

田中

御勘定御奉行所

掛川宿

山崎才兵衛

右旧来勝手用向格別出精有之候処近来病身ニ付隠居有之段然ル  
処從來被心掛置候由を以金子被差出寄特之儀被致満足候依而是  
迄之通り拾三人扶持被相餼候不相替用向頼入候

四月十五日

才兵衛惣領

山崎徳次郎

一、三人扶持

右父此度隠居候旨然ル処年来勝手向出精之事ニ付同様為出入扶  
持書面之通被相餼候此上申談被致出精候様存候

四月十五日

一筆致啓上候嚴暑之節候得共弥無御障被成御暮珍重存候然者才  
兵衛殿御隠居之處是近年來勝手用向御出精之儀ニ付扶持方別紙  
之通被相贈候旨重役共申聞之候就右当地御越之上ニ而御達可申  
之處遠路之儀ニ付書中を以御達申候右為可得御意如此御坐候恐  
惶謹言

四月十六日

長坂 頼母

奥村 総雄

猪子与一右衛門

忍田 豹太

山崎徳次郎様

猶々時候折角御自愛可被成候以上

(ハ) 横須賀西尾藩より下賜

四代儀一へ(年月不詳)五人扶持 文政十一年戊子十一月朔日五代居敬へ五人扶持被下候奉書

五人扶持

四代の分目録見当らず。

天保三年六代目知盈に対し従西尾様五人扶持被下置候奉書

五人扶持

天保四年六代目知盈に対し従西尾様為御加扶持二人被下置候奉書

加弍人扶持

(ニ) 浜松井上藩より下賜

安政四年巳九月八日従井上河内守御扶持方三人口被下置たる目録

一扶持方三人口

右之通被差贈之候以上

巳九月

浜松 勘定所印

山崎万右衛門殿

鷹云 本書は安政四年巳九月八日従井上河内守様被下置し書付なり。

一筆致啓上候秋冷相募候得共弥御安全被成御凌珍重奉存候将又  
昨年来急場入用御出金希候節者速ニ御承知被下別而当夏日光  
御名代其後も出格ニ御丹精御出金被下用弁相成候ニ付河内守江  
申達候処被致満悦依之此度別紙之通被差贈之勝手方へ御出入有  
之様拙者共方可及御通達重役立申聞之候此段可得貴意如斯御坐  
候恐惶謹言

九月六日

大林 清 六  
包 知 (花押)  
馬 杉 新 兵 衛  
映 敦 (花押)

(ホ) 内藤備後守より下賜

文政二年己卯秋九月  
従

内藤備後守様拜領之  
集宝画御盃

山崎萬右衛門藤原晨園

備考 画は蓬莱島を亀の形に描き、周圍に宝槌の上に鼠・珊瑚  
樹・鍵を配したる金蒔絵なり。

山崎萬右衛門

近来台所用向御世話給彼是懇ニ被差働候段備後守被承之満足被  
存候依之此度出入扶持拾人扶持被相贈之候此上御出精頼入候

一筆致啓上候然者貴様江此度別紙之通被申渡候此段可得御意如  
此御坐候恐惶謹言

文政五年（※「文政五年」は朱書）今村与一右衛門  
二月十二日 知規（花押）

猪狩三郎右衛門

敬勝（花押）

山本半蔵

武俊（花押）

今村八郎左衛門

知輝（花押）

山崎萬右衛門様

一筆致啓上候甚寒之節弥御平安被成御凌珍重御事ニ御坐候然者  
且那台所用向彼是御深切預御世話大慶被存候依之此度別紙之通  
乍些少出入扶持被相贈之候呉々茂不一通御懇之段猶又従拙者共  
厚御挨拶候様にとの事ニ御坐候右之趣可得御意如此御坐候恐惶  
謹言

文政五年（※「文政五年」は朱書）

猪狩三郎右衛門

十二月十日

勝詮（花押）

今村与一右衛門

知卿（花押）

山崎萬右衛門様

資治通鑑 一部

以上

右は文政六年癸未秋出府之節従内藤備後守様拝領資治通鑑の御  
書付也

鷹云 資治通鑑は計十九帙百六十五冊にして以善堂書目に載せらる。

山崎萬右衛門殿

御親父被致病死候処台所用向深切被弁候ニ付是迄之出入扶持拾人扶持引続被相贈之候  
猶又御出精頼入候

一筆致啓上候然者貴様江此度別紙之通被申渡候此段可得御意如此御坐候恐惶謹言

文政十二年? (※朱書)

十二月十九日

千葉新左衛門

胤 貞 (花押)

長谷川 又一

忠 保 (花押)

岡本 助太夫

貞 長 (花押)

山崎萬右衛門様

鷹云 内藤備後守は延享四年日向延岡七万石を賜り以後代々此所に居す。文政中の備後守は政和にマサトモにして幾はくもなく右京亮政順ヨリに嗣き、天保五年十月更に能登守政義襲封したり。

(へ) 松平遠江守より下賜

松平遠江守様御扶持方書付左の如し  
一筆致啓上候然者旦那旅行之節急場差支等之砌者御調達金可有之旨致承知忝存候依之三人扶持被相送候幾久御受納可有之候右可得御意如斯御坐候恐惶謹言

柴田権兵衛

六月廿五日

行 堅 (花押)

山崎万右衛門様

鷹云 松平遠江守忠喬は宝永三年掛川城を賜はり四万石を領せしか、宝永八年撰州尼ヶ崎四万石に移封せられ、以後久しく同地を領せり。

文政十二年丑秋七月従

松平遠江守様拜領之

三ッ組木盃

壹組 金蒔絵  
九曜星 桜花

(ト) 青山下野守より下賜

兼々御頼談向之儀御出精被下都合も亘大慶被致候依之紋付麻上下壹具御贈被申候尚此上共御出精被下度存候此段被申付候以上

七月

岡野造酒之助

鷹云 岡野造酒之助は青山下野守取締役郡奉行兼帯にして、青山下野守は丹波笹山六万石の城主なり。天保六年閏七月御家督明治維新に至る。然れとも此の君数代の祖青山大蔵少輔幸成は寛永十年掛川城を賜はり、領知貳万五千石を領せしも、寛永十二年撰州尼ヶ崎に移封せらる。堀の内に陣屋を置き、在番久保木牧太・次八木文十郎・次金井権之丞にして、安政地震当時は八木文十郎なり。当時岡野権右衛門・二木又右衛門等の見舞状あるも、是は国元家来なる歟。又池田幸助・松田源吾・清水真砂右衛門等金談の書状拾数通あるも、国元家来か陣屋役人か不明なり。青山下野火災に遭ひ、千両貸附の書状あり。

(ト) 中泉代官所より下賜

安政二年卯十二月

大草主膳様より御扶持被下置候書付。

覚

一、米九俵也

此度主人方金田相願候処被致承知旦那茂満足二被存候依之書  
面扶持従明年被相送候

以上

安政二卯年十二月

一木喜三兵衛

一木喜三司

沼田喜兵衛

佐野和三兵衛

山崎万右衛門殿

(続)